

長野県森林づくり県民税 活用事業検証レポート

みんなで支える森林づくり
～森林と人との絆の再構築を目指して～

平成24年(2012年)3月

みんなで支える森林づくり県民会議

目 次

1	はじめに	1
2	現行の森林税の趣旨と背景	2
3	森林税活用の考え方	6
4	森林税活用事業の検証体制	6
5	森林税活用事業の執行状況	6
6	森林税活用事業の検証(評価・課題)	7
	(1) 手入れの遅れている里山での間伐の推進	
	(2) 地域固有の課題に対応した森林づくりの推進	
	(3) 県民や企業の森林づくりへの参加等の促進	
	(4) 総括	
	<参考1> 国の造林補助制度の改正内容	
	<参考2> 現行の森林税の課税方法等	
7	残された課題の整理	14
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 県民意見	
	(3) 今後、対応を検討すべき課題	
	個別検証資料	19
	・森林税活用事業実績	
	参考資料	
	・アンケート結果の抜粋	
	・みんなで支える森林づくり県民会議設置要綱、委員名簿、検討経過	

1 はじめに

県土の約8割を占める森林は、土砂災害や洪水を防止し、水や空気を育み、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止に貢献し、再生産可能な資源である木材を供給するなど、多面的な機能を有する「緑の社会資本」であり、すべての県民がその恩恵を享受している。

しかし、林業の採算性の悪化や担い手の減少、エネルギーとしての木材利用の減少等により、森林と人との絆が途切れ、現在、間伐等の手入れが十分に行われずに森林の荒廃が進むなど、このままでは県民の安全・安心な生活環境への影響が懸念されるとともに、地球規模での環境保全への貢献にも支障をきたす危機的な状況にある。

そこで、森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくために、平成20年4月1日から「長野県森林づくり県民税（以下、「森林税」という）」が導入され、森林税を活用した事業（以下「森林税活用事業」という）により里山における間伐等の森林づくりが集中的に実施されている。

森林税の課税期間は、条例において5年間と定められ、平成24年度が最終年度となっていることから、県民の代表等による第三者で構成する「みんなで支える森林づくり県民会議及び地域会議（以下「県民会議及び地域会議」という）」において、事業実施後の成果の検証等を行うとともに、森林税導入以降の本県の森林・林業を巡る情勢の変化や森林税アンケート調査結果等の県民意見を踏まえながら議論を重ねてきた。

当会議としては、事業の成果の検証等を進めた結果、所有規模が零細かつ分散し、荒廃が進んでいる集落周辺の里山において、引き続き間伐が必要であることや、野生鳥獣による農林業被害が加速化しているなどの問題点が明確化してきたことから、残された課題と新たな課題を解決するため、「森林づくり県民税活用事業検証レポート」として取りまとめた。

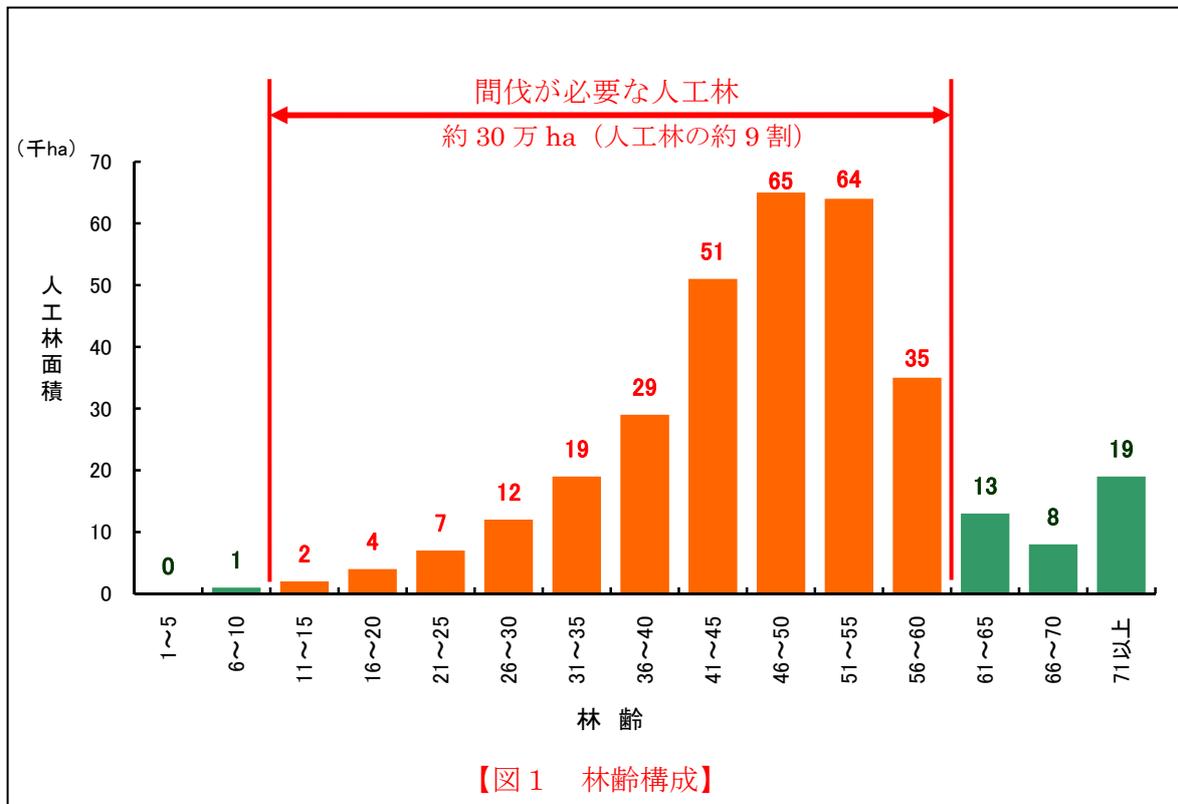
県においては、この趣旨にご理解いただき、森林と人との絆を再構築するための施策が展開され、森林が健全な姿で未来に引き継がれることを期待する。

2 現行の森林税の趣旨と背景

長野県土の約 8 割を占めている森林は、土砂災害や洪水を防止し、水や空気を育み、二酸化炭素の吸収源として地球の温暖化防止に貢献するとともに、再生産可能な資源である木材を供給して循環型社会づくりに寄与するなど、私たちの安全・安心な暮らしには欠くことができない様々な機能をもつ「緑の社会資本」である。

しかしながら、長期にわたる木材価格の低迷などによる林業の採算性の悪化や、戦後のエネルギー革命による薪・炭などの利用の減少により、森林と人との絆が途切れ、間伐などの手入れが行われずに森林の荒廃が進行している。このままでは県民の安全・安心な生活環境への影響が懸念されるとともに、地球規模の環境保全への貢献にも支障をきたす状況にある。

図-1 に県内の民有林（国有林を除く森林）の林齢構成を示した。これによると約半分を占めている人工林は、植えてから 41 年～55 年経っているものが多く、間伐が必要な人工林は約 30 万 ha に達している。



間伐が未整備のまま放置された森林は、下枝が枯れ上がり、光合成も十分にできないことから、幹が太くなれず根も十分に張ることができないため、森林の持つ様々な機能が十分に果たされなくなる。とりわけ、私たちの生活に関わりの深い里山は個人有林等が多く、零細・分散する所有形態に加え、不在村者の森林の増加や、森林の所有意識の薄れた世代への相続等により、間伐等の手入れが行われていない森林が多い。山地災害防止等の機能を高め、県民生活の安全・安心を確保するには、間伐を早急に実施し、健全な森林として維持することが喫緊の課題である。（4頁の図2参照）

県では、平成18年度に「長野県行財政改革プラン」を策定し、分権改革、行政システム改革、財政構造改革に取り組んできたところである。しかし、県の財政運営は厳しい状況が続く一方で、森林資源の整備においては、前述のとおり先送りできない時期を迎えており、早急かつ集中的に間伐に取り組む必要に迫られていた。そのため、効率的な事業の実施や国庫補助の一層の確保に加え、必要な財源を一定期間にわたり安定的に確保する方法を構築する必要があった。

そこで、平成19年度の「長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会」では、森林づくりの財源を確保するため、負担金、使用料、手数料、県税など新たな財源の確保策について幅広い検討がなされた。その結果、県民税均等割の超過課税方式は、「地域社会の費用を広く県民が負担する」という性格を有しており、「森林づくりのために必要な費用を県民が等しく負担する」という趣旨に合致しつつ、低所得者等への配慮もされる。さらに加えて、新たに法定外税を創設するよりも、行政コストの面からも優れており、財源を確保する方法として最も妥当であるとの結論に達した。これを受け、平成20年4月1日から長野県森林づくり県民税条例が施行され、森林税を活用した施策が展開されてきた。

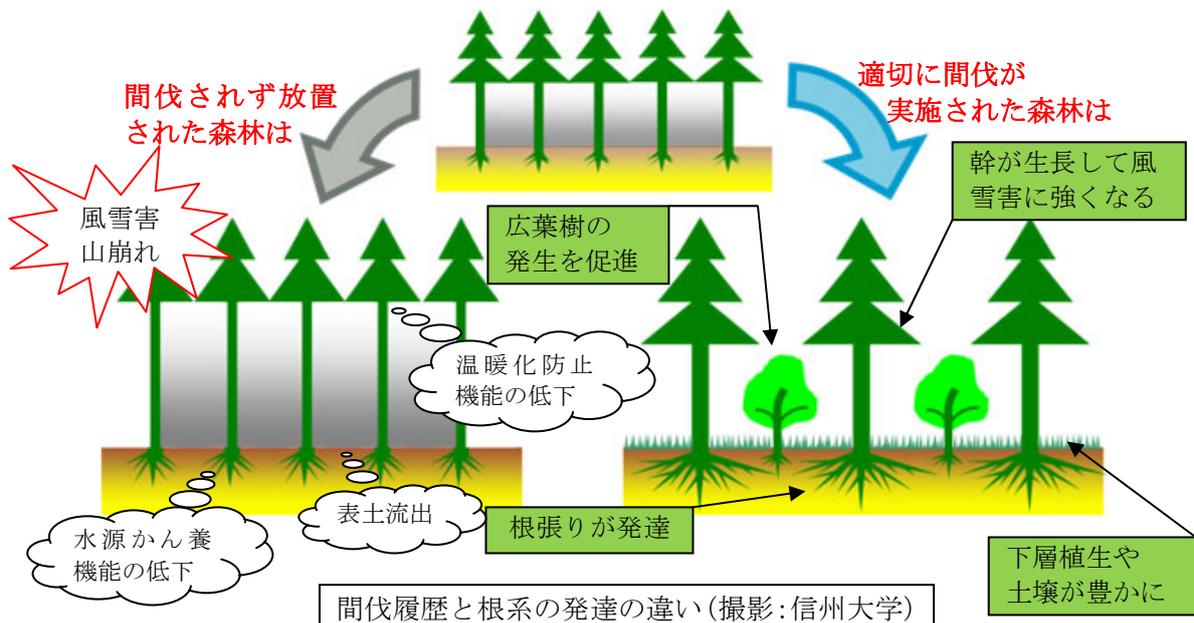
森林税を活用した施策は、5頁の図3に示すように「長野県ふるさとの森林づくり条例」（平成16年度制定、以下「条例」という）及び「長野県森林づくり指針」（平成17年度策定、以下「指針」という）の基本理念、方針に沿って実施されてきた。しかし、社会情勢の変化に対応すべく、平成22年に指針の改定、翌年に「長野県森林づくりアクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）が策定され、100年後の長野県の森林のあるべき姿とその森林の姿を実現するために、県民と県が取り組むべき長期の森林づくりの展開方向を明らかにするとともに、今後、10年間の具体的な目標が定められた。この指針やアクションプランの中でも喫緊の課題の一つとして、里山における間伐を掲げており、間伐を中心とした施策においては、国の制度を活用した既存事業や森林税を活用して計画的に進められている。

【図2 間伐の必要性】

県内民有林の約半分を占める人工林は、人の手を加えることによって、木材の生産ばかりでなく県土保全等の多面的な機能を維持・増進することができますが、逆に放置すれば、その機能が低下する恐れが生じる。

また、林齢（木の年齢）が60年生を超えると樹高成長が低下するため、それまでに「間伐」を実施しておかないと、枝が枯れあがり光合成も十分にできないため、幹が太くならず根も十分に張ることができなくなる。

長い年月をかけて育成し、維持・管理されてきた森林を放置したために、風雪害を受け表土が流出すれば、森林の回復にはまた長い年月が必要となり、その損失は計り知れない。



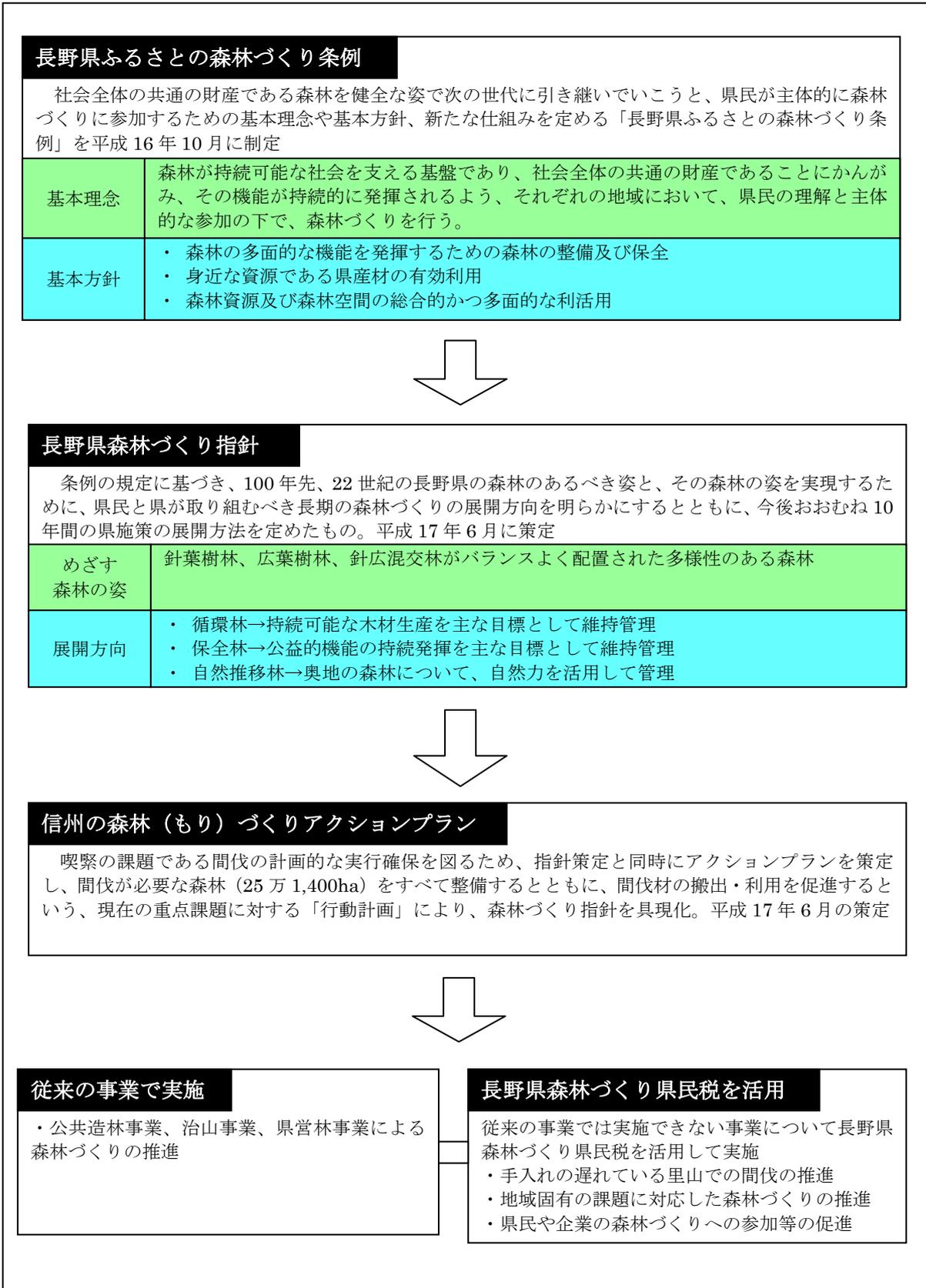
間伐が遅れている森林の根
(数本の木の根張り状況)



適切な間伐によって太い根で構成されているカラマツ (1本の木の根張り状況)

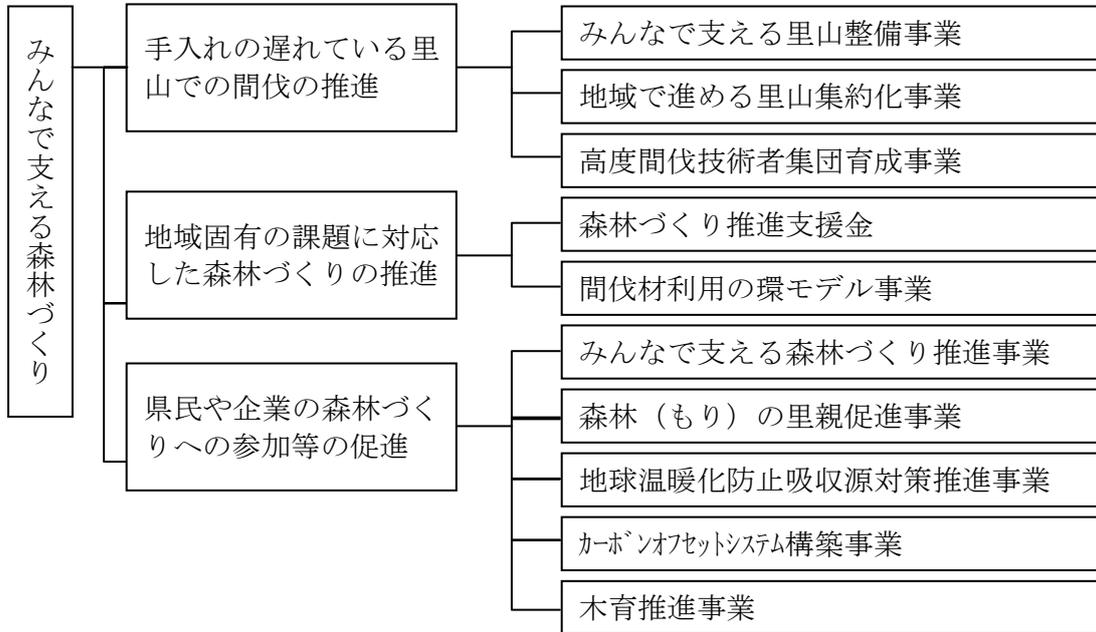
- ・平成18年7月豪雨災害被災地における「森林の土砂防止機能に関する検討委員会報告」によれば、森林の土砂崩壊抵抗力には水平方向の根の張りが重要と指摘している。
- ・水平方向の根の張りの促進には、木々の間隔をあける間伐が必要であり、育成途上の森林は、この間伐によって災害に強い森林となる。
- ・こうした間伐によって、木材資源としての価値の増加だけでなく、災害防止など公益的な機能を強化する上で、先送りできない喫緊の課題といえる。

【図3 森林税活用事業の位置付け】



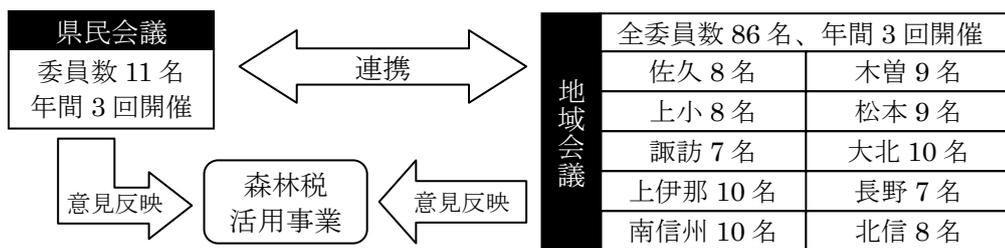
3 森林税活用の考え方

指針やアクションプランの実現に向け、従来の事業では解決できない課題や緊急性の高い事業に対応するため、森林税を活用し3つの柱に対応する10の事業が、平成20年度から実施されている。



4 森林税活用事業の検証体制

事業の透明性の確保を図るとともに、今後のより効果的な事業の推進に資するため、県民に対し積極的に情報公開を行うとともに、県民参加の観点から、有識者や県民の代表等を構成員とする第三者機関である県民会議及び地域会議を設置し、各地域の意見の集約や事業実施後の成果の検証等を行っている。



5 森林税活用事業の執行状況

森林税活用事業では3つの柱を立て、それぞれの目的に沿った森林税活用事業より構成されている。平成20年度から22年度の3年間の税込等の歳入合計額は、約18億5千万円であった。

歳出にあたる活用事業の執行額は、3年間で約17億3千万円となっており、その内訳としては、「手入れの遅れている里山での間伐の推進」が全体の約70%を占め、次いで「地域固有の課題に対応した森林づくりの推進」が約20%、次年度以降の里山の間伐が約7%、その他で3%となった。(19頁の個別検討資料の表1参照)

6 森林税を財源とした既存施策の検証（評価・課題）

（1）手入れの遅れている里山での間伐の推進

これまで小規模個人有林が多く、荒廃が進んでいる集落周辺の里山において、集中的な間伐を推進し、災害防止や集落水源の保全等の機能回復を図ることを目的として実施している。

「みんなで支える里山整備事業」では、集落周辺の里山の機能回復を重点的に進めるため、集落をあげて間伐を面的に推進し、5年間で23,400ヘクタールを実施する計画である。平成23年度末までの4年間で、16,548ヘクタールの間伐を実施する見込みであり、今年度末までの計画に対する進捗率は約95%となっている。

「地域で進める里山集約化事業」では、小規模個人有林が多く荒廃が進んでいる里山の間伐を進めるため、区・集落など地域が主体となり、集落周辺の里山整備計画の樹立と森林所有者の同意を得る活動に支援し、5年間で14,000ヘクタールの集約化を実施する計画である。平成23年度末では10,100ヘクタールの実施見込みであり、集約化した林分は、全て間伐等が実施される見込みである。

「高度間伐技術者集団育成事業」では、集中的な間伐実施の中核的な担い手として、それぞれの施業地に最適な間伐計画を立案し、作業路網や各種の高性能林業機械を組み合わせて、効率的な間伐を行う「高度間伐技術者集団」の編成を支援するとともに、効率的な間伐実践や施業集約化に係る普及啓発を行う計画である。

具体的には、施業プランナーの育成では施業提案型による承諾書の取得実践（8事業体・60団地・1,880ha）、また、GPS・GISの導入等による施業提案型の体制整備（7事業体）の実施、林業機械総合オペレーター育成では、低コストで長期使用可能な作業道の開設（10事業体・77,418m）、高性能林業機械による搬出間伐の実施（10事業体・494.8ha）、事業体職員全体を対象とした研修会の実施による広範囲な技術伝達（5事業体）が行われた。

《評価》

- ・これまで進まなかった里山の間伐が計画的に進んできたことにより、下層植生が少しずつ回復し、森林の持つ多面的な機能により災害防止や集落水源の保全等の機能回復が図られつつあるが、感触としては「緒に就いたところ」である。
- ・国の造林補助制度（12頁の参考1参照）を活用したことで、人工林における大面積の間伐が実施できた。
- ・既存の事業では対応できない小規模かつ分散された里山の集約化が促進され間伐が進んだ。
- ・施業プランナーや林業機械総合オペレーターについては、目標とする高度な間伐技術者育成に一定の成果が得られ、効率的かつ効果的な間伐が行われている。

《課題》

- ・手入れの必要な里山の間伐が全て実行できたわけではない。
- ・引き続き、集約化を進めないと間伐が面的に進まない。
- ・不在村者の承諾を得ることが困難であり、集約化が進まない原因になっている。
- ・国の造林補助制度の変更により、事業実施が困難になった箇所が出てきている。
- ・人工林を優先して整備した結果、手入れのされない天然林（アカマツ林や過去に薪炭林として利用されていた森林）が取り残され、面的な整備に支障が出ている。

- ・集約化への補助要件が面積を基準としているが、森林所有者数なども考慮する必要がある。
- ・地域特性に応じた間伐材搬出システム技術の確立と安定した木材供給量が確保できていない。

(2) 地域固有の課題に対応した森林づくりの推進

本県の森林の形態は、地域によって異なり、その課題も千差万別であることから、アクションプランを達成するためには、それぞれの状況に対応したきめ細かな森林づくりを進めることが必要である。そのため、県が直接実施するよりも、効率的な各市町村によるきめ細かな取組を進めるとともに、市町村を越えて間伐材を利用するモデル的な取組を展開している。

「森林づくり推進支援金」では、アクションプランを達成するため、間伐の推進や間伐材の利用促進等の市町村や地域の取組を促進した。3年間で森林整備の推進に関する307事業、間伐材利用の促進に関する74事業、県民参加による森林づくりの促進に関する53事業などが行われた。

「間伐材利用の環モデル事業」では、健全な森林の育成に向けて、地域の課題となっている間伐材の利用を進めるため、地域の関係者が協力して取り組む間伐材利用のための新たな仕組みづくりに支援し、9つの協定が締結された。

《評価》

- ・アクションプランを達成するためには、地域固有の課題に対応した森林づくりが必要であり、県と市町村が連携することで、通常では対応できない森林づくりや木材利用が実施されたことは大きな成果である。
- ・間伐と一体的に進めなければならない木材利用において「地域で生産された木材を地域で使う」仕組みを構築できたことは、県産材利用の礎となりつつある。

《課題》

- ・近年、里山の保全や利用に対する要望が多様化しており、よりきめ細かな対応が求められている。
- ・里山を健全な状態で次世代に引き継ぐためには、森林所有者や地域住民が継続的に里山に関心を持ち、主体的に里山の維持管理を進めなければ、再び、里山が荒廃する恐れがある。
- ・「間伐材利用の環モデル事業」で構築された地域材のモデル的な循環システムが関係者のみに留まりがちである。
- ・エンドユーザーが地域材を手軽に入手できる状況になっていない。
- ・新たな課題として野生鳥獣による被害が急速に拡大しており、緊急に対処しなければ森林の多面的な機能の維持が困難になる。

(3) 県民や企業の森林づくりへの参加等の促進

県民等の理解と参加・協力による森林づくりを進めていくため、森林づくりの必要性や森林税の内容等を周知し、広く県民の意識の醸成を図るとともに、「県民参加」による森林づくりを推進している。

また、森林整備や木質バイオマス利活用による CO₂ 吸収・削減効果を評価・活用する仕組みを構築し、企業等による森林整備への参加を促進している。

「みんなで支える森林づくり推進事業」では、県民に対し森林税の仕組みや事業内容について周知を図るとともに、森林づくりに対する意識の醸成が図られつつある。

具体的には、森林税を活用した事業内容や成果を報告する「みんなで支える森林づくりレポート」（毎年）の作成、各地に里山整備モデル団地の設定と看板の設置（353箇所）、シンポジウムや森林づくりを体験するイベントの開催（43回）など県民への普及啓発が行われた。

また、県民の代表等による第3者機関である県民会議及び地域会議において、地域ニーズの集約や森林税活用事業の実施後の成果の検証等を実施するため、3年間で延べ99回の会議が開催された。

「森林（もり）の里親促進事業」では、森林保全活動に熱心な企業等と森林整備資金や労働力が不足している地域を県が仲介し、企業等と地域の協働による森林づくりや企業と地域との交流が推進され、3年間で36件の契約締結が行われた。これにより、里山を中心に1,154haの森林が整備された。

特に、企業の社員等が自ら森林整備を体験することにより、森林整備の意義や森林の魅力を発見するなど、森林整備への理解が深まっている。さらに、企業等と地域の交流活動が進展し、地域の特産物を企業が販売の斡旋をするなど、地域の活性化に繋がる取組が始まっている。

「地球温暖化防止吸収源対策推進事業」では、多くの企業等の参画による森林整備を推進するため、「森林（もり）の里親促進事業」による森林整備（間伐）への取組を評価する森林 CO₂ 吸収・評価・認証制度が創設された。これまでの3年間で認証した CO₂ 吸収量は、3,885.4t-CO₂/年で、自家用乗用車約1,700台の年間排出量となる。（自家用乗用車1台あたりの CO₂ 排出量は平均 2.30 t-CO₂/年）

「カーボンオフセットシステム構築事業」では、ペレットストーブ及び薪ストーブを利用したカーボンオフセットの仕組みを全国に先駆けて構築し、ペレット等の森林資源の有効活用を通じ、健全な森林づくりを推進した。また、シンポジウムを4回開催し、計1,500名程の参加を得て木質バイオマスの普及啓発が行われた。

「木育推進事業」では、3年間で72の木育活動に支援し、地域材を利用した小学校の内装木質化や学習機会の提供等の活動が推進され、県産材の良さや森林の大切さ、森林整備の必要性等の普及啓発が行われた。

《評価》

- ・ 県民会議及び地域会議の開催により、事業の透明性が確保され、県民ニーズの把握や効率的かつ効果的な森林税活用事業の推進が図られた。

- ・森林税の活用状況を県民に周知するため、広く様々な方法で情報発信した結果、県民の約8割が森林税を認知している結果が得られた。
- ・県民や企業が参加する森林づくりや木材利用の機会が増加した結果、森林税の理解が進んでいる。
- ・「カーボンオフセットシステム構築事業」により、ペレットストーブ等のユーザーへ木材の使用量に応じた還元システムが構築され、所期の目的は達成された。

《課題》

- ・具体的な森林税の使途については、約7割の県民に知られていない。
- ・薪ストーブやペレットストーブの普及をより一層進める必要がある。
- ・企業参加による森林づくりを更に進める必要がある。

(4) 総括

以上のとおり、これまでの森林税の効果・検証を行った結果、残された課題や新たな課題等が明確になり、森林と人との絆を再構築する視点でさらなる検討が必要である。

《評価》

- ・喫緊の課題である手入れの遅れた里山の間伐を集中的に実施するため、森林税活用事業により、零細・分散された里山を地域で協力して進める長野県らしい森林づくりが展開され、これまでの事業では解決できなかった里山の間伐が進んだことは大きな成果である。
- ・アクションプランを達成するため、県・市町村・地域が連携し、地域固有の課題を解決する、きめ細かな森林づくりが行われた。これにより、今まで対応できなかった森林づくりが可能となり、市町村の森林づくりへの気運が高まった。
- ・様々な手法により、普及啓発を行った結果、県民の森林税の認知度は高まっている。
- ・木材利用については、条例の基本方針にあるとおり森林整備と一体的に進めなければならぬものであり、森林税活用事業により取り組んだ「地域の木材を地域で使う仕組みづくり」は評価できる。
- ・企業による森林づくりが着実に進み、企業等と地域の交流が促進され、地域の活性化に繋がっている。
- ・県民参加の森林づくりは、イベントの開催や木育活動の推進により着実に促進されている。

《課題》

○残された課題

- ・里山の間伐は進みつつあるが、「里山の荒廃に歯止めがかかりつつあり、ようやく里山の整備が緒に就いたばかり」という感触である。
- ・里山を健全な状態で維持管理していくためには、森林と人との絆を再構築する必要がある。
- ・集約化しないと手入れの遅れている里山の間伐を進められない。
- ・不在村者の対応を検討しなければ集約化が進まない。
- ・地域の特性等に対応するきめ細かな森林づくりや、地域の多様な要望に対応しなければ、アクションプランの達成は難しい。
- ・多くの県民や企業等の参加を得て森林づくりを進めるためには、森林づくりの必要性、森林税の仕組み、活用事業の内容等に関する一層の普及啓発が必要である。

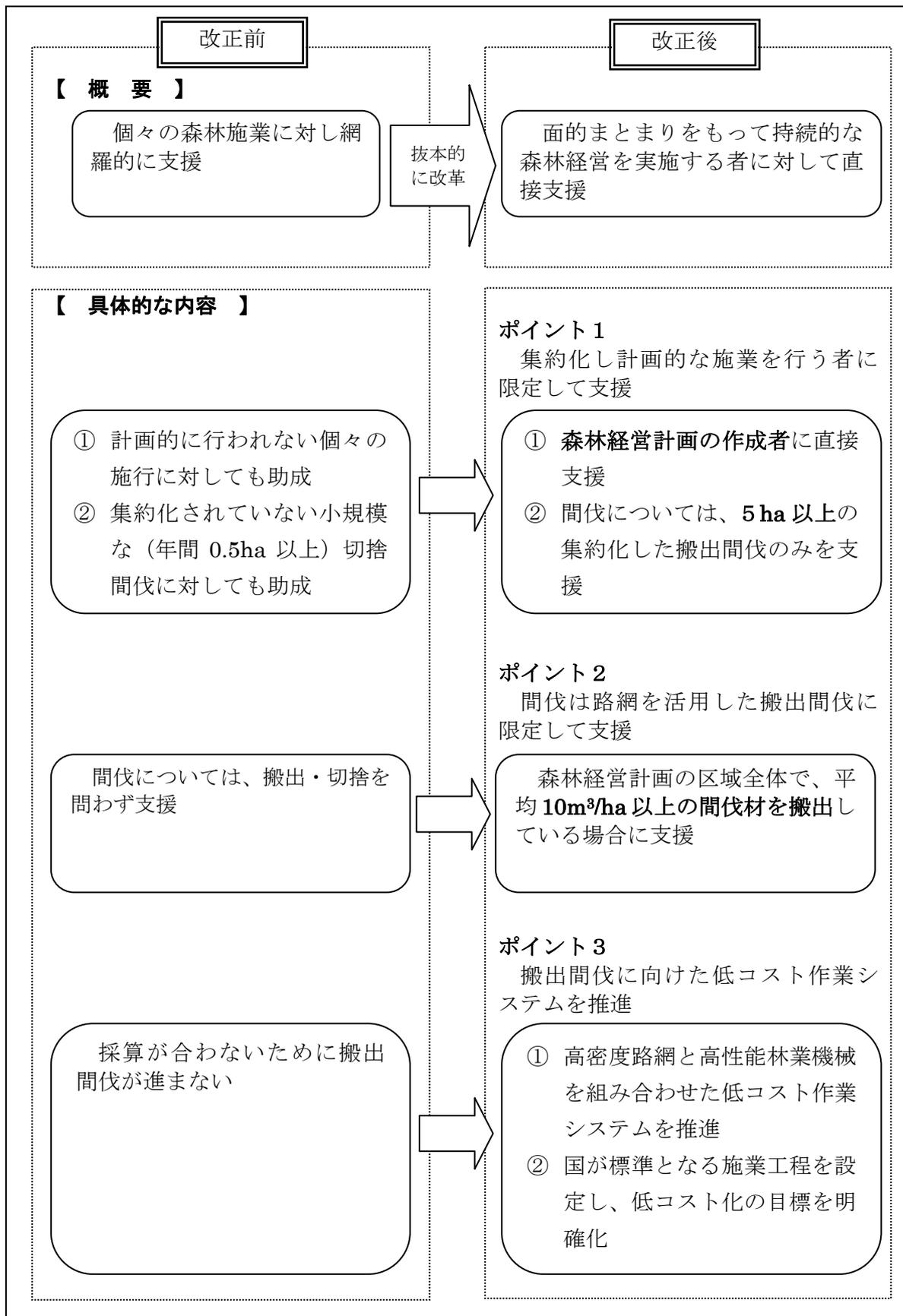
○新たな課題

- ・森林整備を進めるには木材利用も併せて考える必要がある。
- ・小規模な施設の木造化・木質化は、国の施策だけでは対応が困難である。
- ・県民が木に触れ合う空間づくりが不足している。
- ・野生鳥獣による森林被害（食害、樹皮の剥離等）が深刻な問題となっている。
- ・野生鳥獣の生息環境が変化しており、人の生活圏に影響を及ぼしている。

○既存の施策を見直す視点

- ・里山には、災害防止等の観点から手入れの必要な天然林（アカマツ林や過去に薪炭林として利用されていた森林）があり、その対応が必要である。
- ・計画的な里山の間伐を推進するためには、国の造林補助制度の変更に左右されない森林税単独による制度が必要である。
- ・集約化においては、面積当たりでの補助体系を見直し、実態に即した方法を検討する必要がある。
- ・人材育成については、目標とする技術者の育成が計画どおり実施されたことから、次のステップである木材の安定供給を図るための各事業体間の連携強化や木材利用まで含めた技術の習得をする人材育成が必要である。
- ・地域材を地域で使うモデル的な仕組みづくりができたことから、他の地域へ普及することが必要である。
- ・森林税の普及啓発は、できるだけ投資効果が高い方法を検討するとともに、費用をかけなくてもできる普及啓発方法についても検討する必要がある。
- ・ペレットストーブ及び薪ストーブを利用したカーボンオフセットの仕組みづくりという所期の目的が達成された。今後は、更に普及啓発を行う必要がある。

＜参考1＞国の造林補助制度の改正内容



＜参考2＞現行の森林税の課税方法等

① 課税方式（県民税均等割超過課税方式）

森林づくりのための費用負担の方法については、導入前に様々な手法が比較検討され、一定規模の財源が継続的・安定的に確保され、県民全体で広く公平に負担いただく課税方式が適当であるとの結論に至り、現在の県民税均等割超過課税方式を採用し、その根拠は、以下のとおり。

県民税均等割は、広く県民（個人と法人）に課税され、「地域社会の費用を広く県民が負担する」という性格を有しており、均等割を超過課税する方法は、「森林づくりのために必要な費用を県民が等しく負担する」という趣旨に合致するものである。

また、県民税均等割の超過課税方式は、新たに法定外税を創設するよりも、現行の課税及び納税の仕組みを活用することができるため、行政コストの面からも優れている。さらに県民税均等割は、低所得者等への配慮もされているので、導入時に最も妥当な課税方式と考えられる。

ただし、県民税均等割超過課税方式は、使途が限定されない普通税であり、そのままでは徴収した税収が他の普通税と区分されないことから、長野県森林づくり県民税活用事業のための財源に充てることを明確にするために「長野県森林づくり県民税基金」（以下「基金」と言う。）を設け、その基金に税収や寄付金等を積み立てている。

現在も導入時と課税方法を取り巻く情勢の変化はない。

② 税率

(ア) 個人県民税均等割：超過税率年額500円（標準税率1,000円に上乘せ）

(イ) 法人県民税均等割：超過税率均等割の5%相当額

資本金等の金額による区分	標準税率 (年額)	超過税率 (年額)
下記以外の法人 (均等割非課税法人除く)	20,000円	1,000円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
50億円超	800,000円	40,000円

③ 税収額

区分	個人	法人	計
年間（平年度）	約5億4千万円	約1億4千万円	約6億8千万円

④ 課税期間

課税期間は、個人及び法人については、以下のとおり、平成20年4月1日から5年間とし、新たな取組の効果や社会経済状況、本県の財政状況等を見極めながら、5年後に制度の見直すこととなっている。

【個人】平成20年度分から平成24年度分まで

【法人】平成20年4月1日から平成25年3月31日までに開始する各事業年度分

7 残された課題の整理

(1) 基本的な考え方

現行の森林税を活用した事業の実施により、里山の間伐は着実に成果を挙げている。

しかしながら、現行制度の創設時に危惧された課題は、解決されたわけではなく、「ようやく緒に就いたばかり」といったところであり、間伐すべき里山は、まだ多く存在しているため、引き続き人工林の間伐を進める必要がある。また、新たな課題として人工林と一体的に行う天然林（アカマツ林や過去に薪炭林として利用されていた森林）の間伐が必要である。

さらに、国の森林・林業再生プランの策定に伴い、林業が生業として成立する方向性（大規模・大ロット・低コスト化）が打ち出されているが、本県には、その施策の対象にならない小規模な森林の所有者も多く存在している。適地適木を基本とした多様な樹種や多様な林齢で構成され、零細・分散された里山を地域で協力して進める長野県らしい森林づくりを推進するためには、県独自の施策が必要と考える。

その際、新たな課題として、木材利用を推進するための施策や農山村で大きな問題となっている野生鳥獣による被害対策に向けた施策も検討すべきである。

【森林税活用事業による対応を検討すべき課題】

- ・ 里山における人工林と天然林の一体的な間伐
- ・ 間伐を進めるための県産材の利用促進
- ・ 健全な森林づくりや農山村の維持に必要な野生鳥獣被害対策
- ・ 森林と人との絆を再構築するための里山の利活用の推進

(2) 県民意見

県は平成 23 年 9 月に県民・企業・市町村・市町村議会に対して、森林税に対するアンケート調査を実施したが、約 8 割の県民及び企業が森林税活用事業の継続に賛成する結果となった。また、その使途として「里山における間伐」が最も多く、次いで「林業技術者の育成」、「木材利用の促進」、「市町村独自の森林づくりへの支援」が多かった。

今後の必要な取組に対する問いでは、「木材の利用拡大」、「作業道や林業機械の基盤整備」、「野生動物等による森林被害対策」が多い結果となった。

また、県内 10 地域に設置した地域会議の意見では、全てが森林税の継続に賛成し、さらに市長会及び町村会並びに林業関係団体等も強く継続を要望している状況にある。

【検討結果】

県民や企業の約 8 割が継続に賛成していることや行政関係及び林業関係団体等からも森林税を継続する要望が多く出されていることを踏まえるならば、「森林づくりの大切さ」が理解されており、県が進める森林づくりが大いに期待されている。

(3) 今後、対応を検討すべき課題

これまでの県民会議の議論と地域会議での意見を踏まえ、今後に向けた検討課題を次のとおりまとめたので、今後の検討の参考とされたい。

①里山における森林整備の推進（これまでの取組の継続・拡充）

里山には零細で分散する人工林がまだ多く存在することから引き続き里山の間伐を継続するとともに、その人工林と一体的に手入れの遅れた天然林（アカマツ林や過去に薪炭林として利用されていた森林）の整備を追加して、面的な整備による森林の持つ多面的な機能を発揮させることが必要である。また、現行の森林税期間中に国の造林補助制度の変更が行われ現場において大きな混乱が生じた。そのため、計画的な里山の森林整備を進めるためには、森林税期間中の制度変更が無いように森林税単独事業とし、森林所有者や地域ぐるみで行う長野県らしい森林づくりを推進することが望ましい。

集約化については、零細で分散した里山の集約化も必要であることから、集約化の労力にあった制度にすることが必要である。

【具体的な対応課題】

- みんなで支える里山整備事業の拡充
- 地域で進める里山集約化事業の見直し

②木材利用の推進（新たな課題）

循環型資源である木材利用の推進は、健全な森林づくりに貢献することから、「間伐材利用の環モデル事業」の成果である地域材を循環させる取組を他の地域へ普及することや発展した取組が必要である。

また、二酸化炭素を固定している環境貢献度を適正に評価し、県民に普及啓発することが重要であるが、県民が日常生活の中で木に親しむ機会は少ない。こうした状況を背景に、「木材が二酸化炭素を固定する機能＝都市部等における「第2の森」の造成」という観点で、公共施設等への木材利用を推進するための施策が必要である。

更に、間伐材の消費者（エンドユーザー）の視点を取り入れた施策が必要である。

【具体的な対応課題】

- 国の制度の対象とならない分野（小規模の内装木質化、学童用机・いす、公園等の外構施設等）への県産材の利活用
- 間伐材利用の環モデル事業の見直し

③野生鳥獣被害対策（新たな課題）

県民の生活様式の変化等とともに野生鳥獣の生息圏と人間の生活圏の境界が不明確になり、農山村における野生鳥獣による被害が加速度的に増加している。

このため、県が実施する広域的な対策と市町村による地域の実情に即したきめ細かな対策や野生鳥獣の生息環境の整備を緊急に講ずる必要がある。

【具体的な対応課題】

- 野生鳥獣被害対策の新設

④森林資源の有効活用（これまでの取組の拡充）

里山に人が住み続けて、森林と人との絆を再構築することが、荒廃した森林の再生や山村地域の活性化につながることから、森林を軸とした里山の利活用の取組を幅広く支援する必要がある。

具体的には、森林整備後に産学官の連携による技術を活用し、管理歩道の整備、集落単位の防災活動、野生鳥獣や森林病虫害を含む災害対応、都市部住民との交流活動などの地域単位の取組への支援が必要である。

また、こうした取組の質的な向上を目指して、産学官の連携により持続的な検証等を行っていくことも必要である。

人材育成については、地域特性に応じた間伐材搬出システム技術の向上と安定した木材供給量の確保や木材利用まで含めた人材の育成が必要である。

【具体的な対応課題】

- 森林づくり推進支援金の拡充
- 高度間伐技術者集団育成事業の見直し

⑤広報等の普及啓発の推進（広報活動等の拡充）

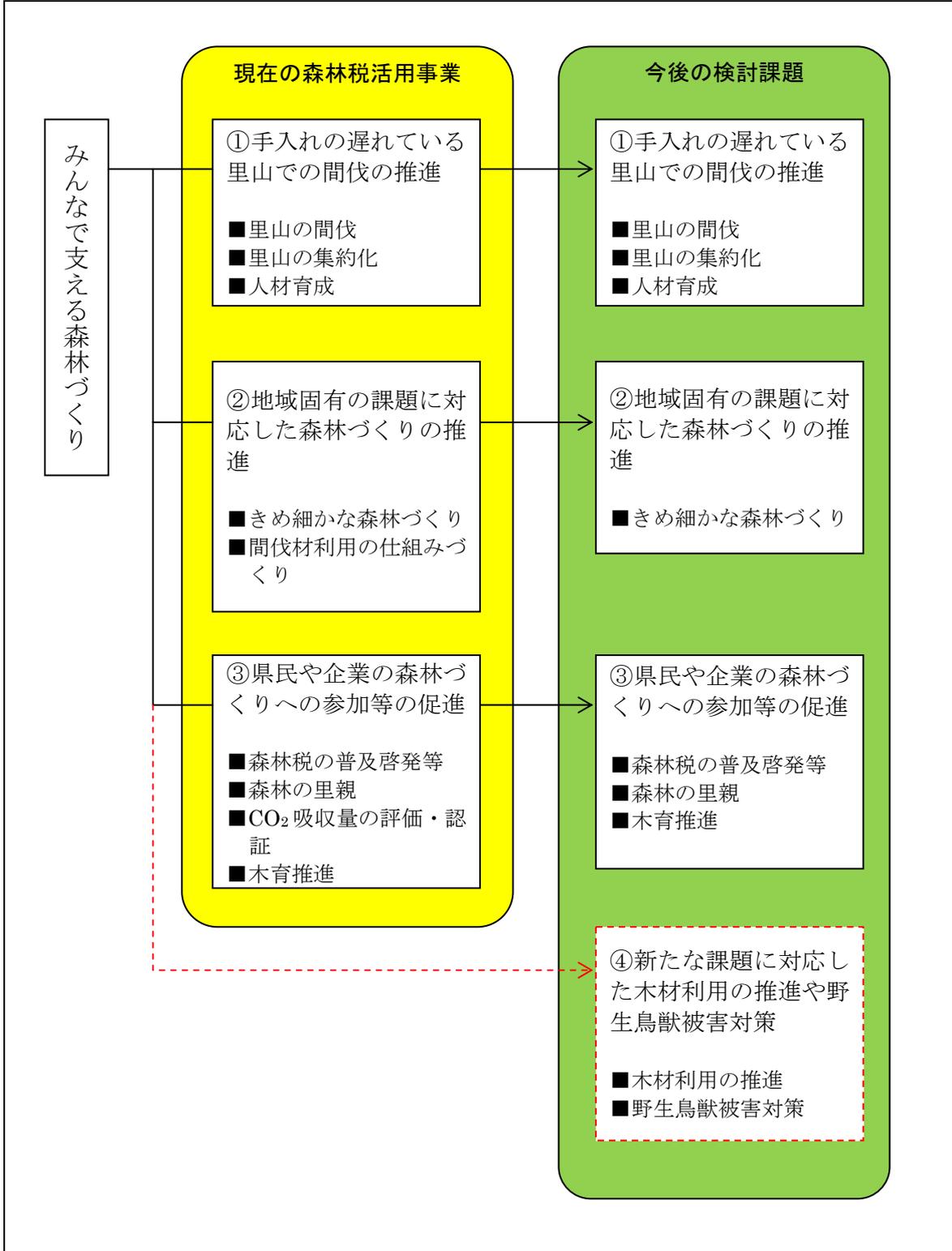
森林税活用事業そのものが普及啓発となるよう最小限の経費で最大の効果を発揮する広報を検討し、森林税の目的である森林づくりに基金が活用されるよう取り組む必要がある。特に森林税活用事業の用途を県民に周知することが重要である。

また、大人から子供まで木に触れる「木育活動」や、企業参加による森林づくりのための「森林（もり）の里親」制度の推進を継続する必要がある。

【具体的な対応課題】

- みんなで支える森林づくり推進事業の拡充
- 森林（もり）の里親促進事業の継続
- 木育推進事業の継続

現在の森林税活用事業と今後の検討課題



個別検討資料

【表1 3年間の森林税活用事業の計画及び実績】

(金額単位:千円)

区 分		H20	H21	H22	計	
税収額	個人	500,255	548,569	531,325	1,580,149	
	法人	9,957	124,206	129,274	263,437	
	計	510,212	672,775	660,599	1,843,586	
寄付金等額		3,187	2,715	2,190	8,092	
税収及び寄付金等額 A		513,399	675,490	662,789	1,851,678	
1	みんなで支える里山整備事業	実績	1,761ha	3,341ha	5,446ha	10,548ha
		計画	2,000ha	4,000ha	5,400ha	11,400ha
	地域で進める里山集約化事業		198,063	396,233	556,560	1,150,856
		実績	2,500ha	2,500ha	3,500ha	8,500ha
		計画	2,000ha	2,000ha	3,000ha	7,000ha
			37,500	37,500	52,500	127,500
高度間伐技術者集団育成事業		5,528	5,700	6,000	17,228	
手入れの遅れている 里山での間伐の推進 B		241,091	439,433	615,060	1,295,584	
2	森林づくり推進支援金	99,991	130,000	130,000	359,991	
	間伐材利用の環モデル事業		2,000	2,500	4,500	
	地域固有の課題に対応 した森林づくりの推進 C	99,991	132,000	132,500	364,491	
3	みんなで支える森林づくり推進事業	16,209	9,940	5,667	31,816	
	森林(もり)の里親促進事業	778	1,049	870	2,697	
	地球温暖化防止吸収源対策推進事業	394	207	189	790	
	カーボンオフセットシステム構築事業	1,409	738	773	2,920	
	木育推進事業	6,350	9,001	9,107	24,458	
	県民や企業の森林づくり への参加等の促進 D	25,140	20,935	16,606	62,681	
計(B+C+D=E)		366,222	592,368	764,166	1,722,756	
電算改修業務(税務課執行分) F		9,818			9,818	
合計(E+F=G)		376,040	592,368	764,166	1,732,574	
基金残高額(A-G)		137,359	220,481	119,104	-	

税収に対して執行額が少なく、基金残高額があるのは、当初の5カ年計画に基づき、年々間伐量が増加(H20:2,000ha~H24:6,000ha)するため、計画的に翌年度の間伐量に対応する基金残高額となっている。

みんなで支える里山整備事業

森林づくり推進課造林緑化係

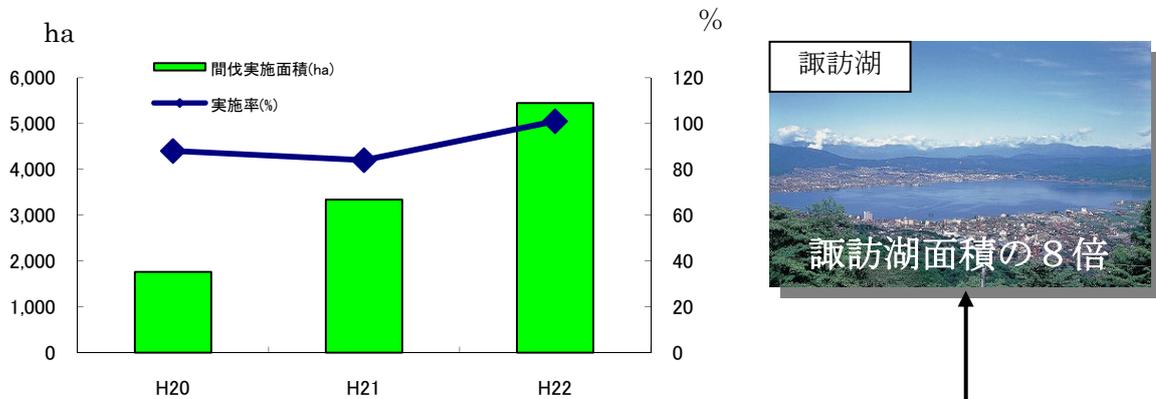
1 事業目的

これまで整備が進めにくかった集落周辺の里山の機能回復を重点的に進めるため、長野県森林づくり県民税による財源を活用し、集落をあげて間伐を面的に推進します。

2 事業内容

項目	H20	H21	H22	計
間伐計画面積(ha)	2,000	4,000	5,400	11,400
間伐実施面積(ha)	1,761	3,341	5,446	10,548
実施率(%)	88	84	101	93
実施市町村数	68	72	75	—
執行額(千円) (うち県民税額)	404,269 (198,063)	831,344 (396,233)	1,218,043 (556,560)	2,453,656 (1,150,856)

※ 実施市町村数は、平成22年度末の市町村として計上



3 主な成果

- ・ **里山の森林整備（間伐）が1万 ha 以上実施できました。**
- ・ 地域の森林整備に対する関心が高まりました。
- ・ 実施後のPRにより、森林整備の必要性が更に普及しました。

4 課題

- ・ H20、21年度は、防災上や景観上の配慮から、間伐した木を森林内で整理する作業などを多くの箇所で行った結果、補助単価が上がり計画した面積を実施することができませんでした。

地域で進める里山集約化事業

信州の振興課経営普及係

1 事業目的

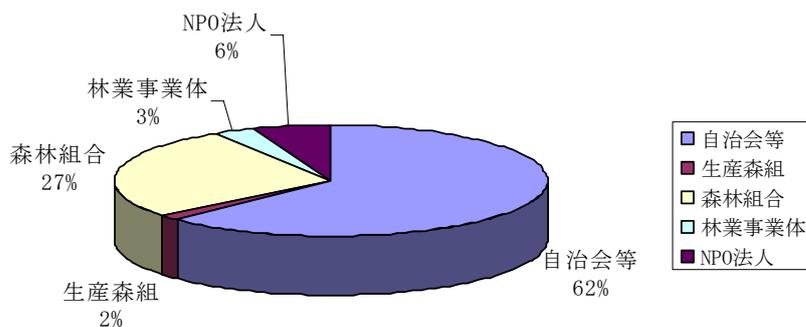
小規模個人有林が多く荒廃が進んでいる里山の森林整備を進めるため、区・集落など地域が主体となり、集落周辺の里山整備計画の樹立と森林所有者の同意を得る活動に対し支援します。

2 事業内容

項目	H 2 0	H 2 1	H 2 2	計	
集約化面積	2,500ha	2,500ha	3,500ha	8,500ha	
同意者数	3,056 人	3,634 人	5,013 人	11,703 人	
実施主体数	51 団体	53 団体	64 団体	168 団体	
実施主体内訳	自治会等	28 団体(55%)	34 団体(64%)	43 団体(66%)	105 団体(62%)
	生産森組	2 団体(4%)	—	1 団体(2%)	3 団体(2%)
	森林組合	15 団体(29%)	15 団体(28%)	15 団体(23%)	45 団体(27%)
	林業事業体	2(団体 4%)	1 団体(2%)	2 団体(3%)	5 団体(3%)
	NPO 法人	4 団体(8%)	3 団体(6%)	3 団体(6%)	10 団体(6%)

内訳のうち（ ）内は実施主体に占める割合

集約化実施主体の割合（3年間の合計）



3 主な成果

- ・集約化した 8,500ha の内、平成 22 年度末で 7,584ha の間伐等が実施されました。
- ・自治会等(地域協議会・整備委員会等)の地域住民が主導し、周辺の里山整備を進めるケースが年々増加し、地域の問題として、森林整備の必要性等が周知されてきました。
- ・集約化を行い、森林整備を行った里山で、地域協働の特用林産栽培等の新たな活用が始まりました。

4 課題

- ・不在地主の所在確認が、個人情報保護条例等により困難な場合が多いです。
- ・自己所有林の所在場所が分からない所有者が多いです。

高度間伐技術者集団育成事業

信州の木振興課経営普及係

1 事業目的

森林づくり県民税活用事業による集中的な間伐実施の中核的な担い手として、それぞれの施業地に最適な間伐計画を立案し、作業路網や各種の高性能林業機械を組み合わせ、効率的な間伐を行う「高度間伐技術者集団」の編成を支援するとともに、効率的な間伐実践や施業集約化に係る普及啓発を行います。

2 事業内容

		事業実施 事業体数 (H20～H22)	事業完了 及び育成数 (H20～H22)	H23 実施予定数
		21 事業体	13 事業体	9 事業体 (新規1)
実施 内 訳	施業プランナーの育成	14 事業体	45 名	4 事業体
	林業機械総合オペレーターの育成	20 事業体	24 班	9 事業体
	普及啓発	6 事業体	5 事業体	1 事業体
補助金(千円)		16,461		2,700

※補助金は県森連実施分を含まない

3 主な成果

(1) 施業プランナーの育成

- ①施業提案型による承諾書の取得実践 8 事業体 60 団地 1,880ha
- ②GPS・GISの導入等による施業提案型の体制整備 7 事業体

(2) 林業機械総合オペレーターの育成

- ①低コストで長期使用可能な作業道の開設 10 事業体 77,418m
- ②上記作業道を利用した高性能林業機械による搬出間伐の実施 10 事業体 494.8ha

(3) 普及啓発

- ①事業体職員全体を対象とした研修会の実施による広範囲な技術伝達 5 事業体

4 課題

- ・事業体全体（職員一人一人）への技術伝達及び意識改革が必要です。
- ・GPS・GISの更なる活用技術の習得が必要です。

森林づくり推進支援金

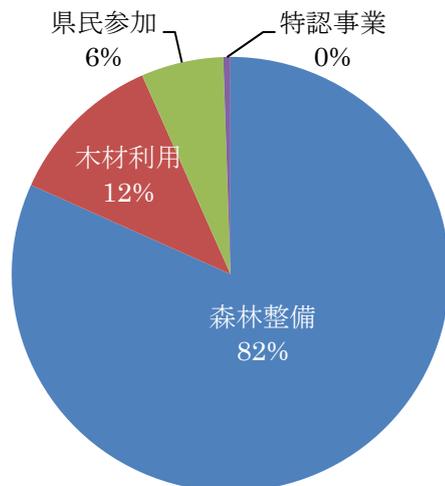
森林政策課企画係

1 事業目的

地域固有の課題に対応した、森林整備の推進や間伐材の利用促進等を行うための市町村の取組を支援します。

2 事業内容

項目	H 2 0	H 2 1	H 2 2	計
森林整備	82,296 千円 103 事業	106,448 千円 109 事業	105,463 千円 95 事業	294,207 千円 307 事業
木材利用	9,477 千円 21 事業	15,519 千円 26 事業	16,971 千円 27 事業	41,967 千円 74 事業
県民参加	6,315 千円 15 事業	8,033 千円 21 事業	7,566 千円 17 事業	21,914 千円 53 事業
特認事業	1,903 千円 9 事業	—	—	1,903 千円 9 事業
計	99,991 千円 148 事業	130,000 千円 156 事業	130,000 千円 139 事業	359,991 千円 443 事業



森林整備

- ・独自の嵩上補助の新設や拡充
- ・鳥獣被害対策（緩衝帯整備等）
- ・森林病虫害対策（松くい虫対策等）
- ・独自の森林整備の取組
- ・独自の条件整備（集約化等）の取組

木材利用

- ・間伐材利活用の取組
- ・木質バイオマス利活用の取組
- ・間伐材搬出促進の取組

県民参加

- ・森林づくり活動の支援
- ・森林環境教育の取組

特認事業

- ・税導入に伴う普及啓発活動

3 主な成果

- ・細やかな市町村や地域の要望に対応できました。

4 課題

- ・各市町村からの増額に対する要望が高いです。
- ・少額であるため、規模の大きな課題に対応できない場合があります。
- ・大きい市などは、様々な事業要望があり事業選定に苦慮しています。

間伐材利用の環モデル事業

県産材利用推進室

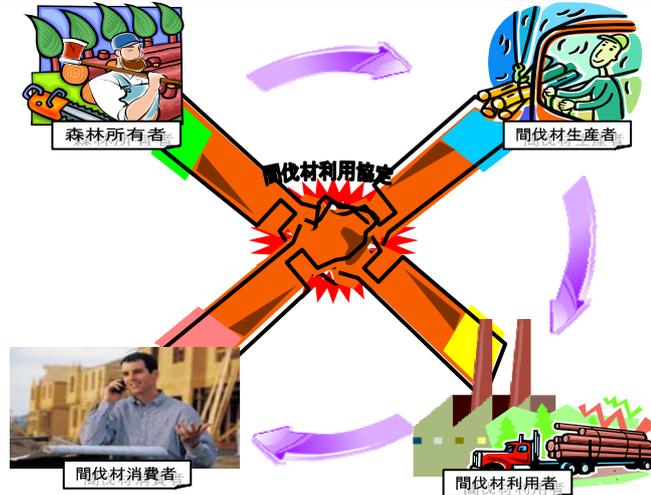
1 事業目的

健全な森林の育成に向けて、地域の課題となっている間伐材の利用を進めるため、地域の関係者が協力して取り組む間伐材利用のための新たな仕組みづくりを支援します。

2 事業内容

間伐材利用の協定の型	事業内容
間伐材加工型【三者協定】 採択基準：1 協定 20ha かつ 1,000m ³ /年以上	間伐材の安定的な供給、安定的な利用のために協定を締結します。
間伐材製品利用型【四者協定】 採択基準：1 協定 4ha かつ 200m ³ /年以上	間伐材の安定的な供給、安定的な利用の協定に工務店を加えることによって、住宅が建設されるなどの間伐材の利用状況がわかる、目に見える形の協定を締結します。

四者協定イメージ



3 主な成果

協定の締結により、計画的で確実な間伐材の供給及び利用が図られました。

間伐材利用の環モデル協定一覧表

締結年	事業主体	森林所有者	間伐材生産者	間伐材利用者	間伐材消費者	協定面積 (ha)	協定材積 (m ³ /年)
H21	南佐久北部森林組合	南佐久北部森林組合	南佐久北部森林組合	榑青木屋		100	1,000
H21	飯伊森林組合	飯伊森林組合	飯伊森林組合	小澤木材(株)、伊賀良木材(株) 上郷木材(株)、(有)丸総製材所 榑ウッドアンドアース 榑林材木店、旦那木材(株)		132	1,547
H21	木曽森林組合	木曽森林組合	榑勝野木材 木曽土工工業(株)			130	1,000
H21	長野森林組合	長野森林組合	長野森林組合	伊藤木材(株)、(有)丸山材木店 長野森林組合、岳ログクラフト(株) ダイシン王子木材緑化(株) 富山工業(株)、美麻チップセンター		162	1,000
計						524	4,547
H22	南佐久南部森林組合	南佐久南部森林組合 大深山林野保護組合	南佐久南部森林組合	(協)上小林材 丸菱木材(株)		400	1,100
H22	信州上小森林組合	信州上小森林組合	信州上小森林組合	佐久チップ産業(有)、(株)コバリン 王子緑化(株)、(協)上小林材 丸菱木材(株)		725	5,000
H22	上伊那森林組合	上伊那森林組合 小野山林組合 平出山生産森林組合 樋口山生産森林組合	上伊那森林組合	菅沼木材(株) 都築木材(株) (有)南井産業	榑フォレストコーポレーション	38	226
H22	征矢野建材(株)	松本広域森林組合 信州上小森林組合 上伊那森林組合	松本広域森林組合 信州上小森林組合 上伊那森林組合	征矢野建材(株) (株)レインボー		118	914
H22	特定非営利法人北信州の森林と家をつなぐ会	北信州森林組合	北信州森林組合	瑞穂木材(株)	(有)山三、(有)小林工務店 (有)蠟川建設、(株)杉野建築店 北信州の森林と家をつなぐ会	34	252
計						1,315	7,492

みんなで支える森林づくり推進事業

森林政策課企画係

1 事業目的

県民等に対し、長野県森林づくり県民税の仕組みや事業内容について周知を図るとともに、森林づくりに対する意識の醸成を図ります。また、県民会議や地域会議を設置し、地域ニーズの集約や税活用事業の実施後の成果の検証等を実施します。

2 事業内容

項目	H 2 0	H 2 1	H 2 2	計
レポート	—	5,500 部 468 千円	HP に掲載	5,500 部 468 千円
モデル団地設置	11 箇所	随時設置	随時設置	11 箇所以上
リーフレット	9 7 万部 3,000 千円	—	28,000 部 230 千円	998 千部 3,230 千円
チラシ	約 109 万部 1,461 千円	—	—	約 109 万部 1,461 千円
T V C M	—	15 秒 40 回 367 千円	30 秒 20 回 525 千円	60 回 892 千円
県民参加イベント等	23 箇所 1,219 千円	10 箇所 104 千円	10 箇所 1,521 千円	43 箇所 2,844 千円
看板設置等	174 箇所 6,530 千円	179 箇所 4,736 千円	—	353 箇所 11,266 千円
県民・地域会議	3・34 回 3,999 千円	3・29 回 4,265 千円	3・27 回 3,391 千円	9・90 回 11,655 千円
計	16,209 千円	9,940 千円	5,667 千円	31,816 千円

3 主な成果

- ・ 県民参加イベント等では、3年間で約2万人に普及啓発しました。
- ・ TVCM を放映し、約 920 万人が視聴しました。
- ・ HP の閲覧数が年々増加し、累計閲覧数が約 46 万アクセスになりました。
- ・ 県民会議等において、森林づくり県民税の活用方法の検証し、適正な執行を行いました。
- ・ 森林づくり県民税の活用場所を目視化するため、地図を作成しました。
- ・ モデル団地への横断幕の設置と見学会の開催を県内全域で実施しました。

4 課題

- ・ 県政世論調査により、女性や若年層の森林づくり県民税の認知度が低いです。
- ・ 森林づくり県民税活用事業の実績の周知に努めたが関心のない人への伝達が難しいです。

森林（もり）の里親促進事業

信州の木振興課経営普及係

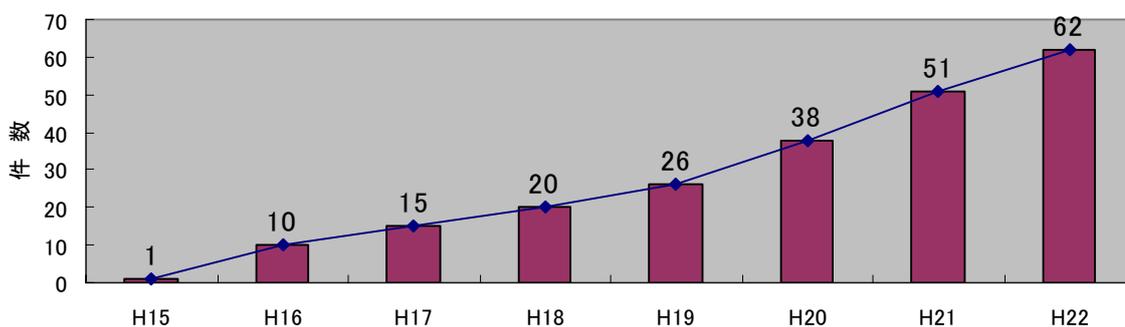
1 事業目的

森林保全活動に熱心な企業等と森林整備資金や労働力が不足している地域を長野県が仲介し、企業等と地域の協働による森林づくりや、企業と地域との交流による地域の活性化を推進します。

2 事業内容と実績

	項目	H20	H21	H22	計
内容	パンフレット配布等	2,000部	2,000部	2,000部	6,000部
	研修会等の開催 (イベント展示説明含む)	イベント出展(東京) ほか2回	イベント出展(東京) ほか2回	シンポジウム開催 (東京)ほか3回	10回
	企業等への営業活動	197社	194社	161社	552社
	事業費	778千円	1,049千円	870千円	2,697千円
実績	新規契約締結数	12件	13件	11件	36件
	年間支援金額	23,440千円	51,966千円	40,227千円	115,633千円
	支援による森林整備面積	336ha	427ha	391ha	1,154ha

契約件数(累計)



3 主な成果

- ・企業等の支援により、里山を中心に1,154 haの森林が整備されました。
- ・企業の社員等が自ら森林整備を実践することにより、森林整備の意義や森林の魅力を発見するなど、森林整備推進の理解者となった。
- ・企業等と地域との交流活動が発展し、地域の特産物を企業が販売の斡旋をするなど、様々な地域の活性化に繋がった。
- ・企業の新入社員研修の場として、森林を活用するほか地域の交流施設等が活用された。

4 課題

- ・多様な企業ニーズに対応するため、受入候補地の確保等を図っていく必要があります。
- ・受入側の地域が森林整備や交流活動の企画・実施できる体制を整備する必要があるため、地域の中にリーダーとなる人材を養成していく必要があります。

地球温暖化防止吸収源対策推進事業

森林づくり推進課造林緑化係

1 事業目的

近年、地球温暖化防止対策等の環境問題を契機として、民間企業の森林整備への参加等の社会貢献意欲が高まりを見せています。

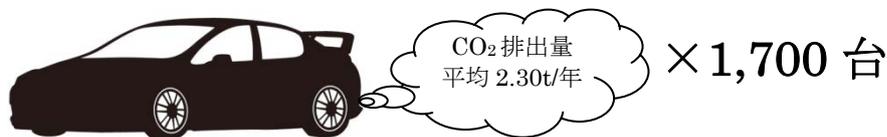
このような中で、「森林（もり）の里親促進事業」にご協力いただいている環境先進企業等による森林整備（間伐）への取り組みを、CO₂吸収量で評価・認証（CSR活動を数値化）することにより、更に多くの企業等の皆様の参画による森林整備の推進を図るため、森林CO₂吸収・評価・認証制度を創設しました。

2 事業内容

項目	H20	H21	H22	計
制度	制度設計・制定	制度施行	複数年認証開始	—
森林CO ₂ 評価認証委員会の開催状況	4回	3回	3回	10回
評価・認証状況	試行認証 4件（8者）	9件（13者）	11件（15者）	24件（36者）
森林CO ₂ 吸収認証量	367.0 t-CO ₂ /年	1,139.4 t-CO ₂ /年	2,379.0 t-CO ₂ /年	3,885.4 t-CO ₂ /年
事業費	394千円	207千円	189千円	790千円

3 主な成果

- ・3年間で3,885.4 t-CO₂/年の二酸化炭素吸収量を評価・認証しました。
- ・3年間のCO₂に相当する吸収量は、自家用乗用車約1,700台です。（自家用乗用車1台あたりのCO₂排出量は平均2.30t/年）



4 課題

- ・広葉樹を含めた二段林等の多様な森林のCO₂吸収量の評価方法の検討が必要です。
- ・国におけるオフセット・クレジット制度（J-VER制度）との連携について検討が必要です。
- ・より多くの企業等の皆様に制度を活用いただくために、新規の「森林（もり）の里親」契約企業等へのPRが必要です。

カーボンオフセットシステム構築事業

県産材利用推進室

1 事業目的

ペレットや薪の木質バイオマスを利用してCO₂の削減を実現し、木質バイオマス利用者を支援する仕組みをつくることにより、地球温暖化防止を実現させ、同時に、ペレット生産等の森林資源の有効活用を通じ、健全な森林づくりを推進します。

2 事業内容

(単位：千円)

事業区分	内容	H20	H21	H22	合計
市場調査	・薪販売店調査 ・薪ストーブ発熱量調査 ・ペレット熱量調査	997	—	—	997
制度確立	・カーボンオフセット検討委員会	412	615	332	1,359
制度施行	・ペレットストーブシステムの試行 ・薪ストーブシステムの試行	0	31	138	169
普及啓発	・パンフレットの印刷 ・シンポジウムの開催	—	92	303	395
合計		1,409	738	773	2,920

※金額は、森林づくり県民税を活用した事業費

3 主な成果

- ・ペレットストーブ及び薪ストーブを利用したカーボンオフセットの仕組みを全国に先駆けて構築しました。
- ・ペレットストーブシステムに関しては、ペレットストーブ利用者に1トン-CO₂あたり2,000円程度を還元しました。
- ・シンポジウムを計4回開催し、約1,500名に木質バイオマスの普及啓発しました。
- ・テレビ番組「エコロジー最前線」「ゆうがたGET」や有線放送を通じた普及啓発しました。
- ・新潟県、福島県にて当システムを利用したプロジェクトが始動しました。

4 課題

- ・カーボンオフセットの認知度を高めるため、さらなる普及啓発が必要です。

木育推進事業

県産材利用推進室

1 事業目的

県産材等を利用して、多くの県民が木や森林について学ぶ活動を「木育」として推進するため、木育活動の支援や木育推進員の派遣、普及啓発を行い、県産材の利用推進や健全な森林の育成に対する意識の高揚を図るとともに、地域に根差した心豊かな県民性の醸成を推進しています。

2 事業内容

項目	事業内容	H20	H21	H22	合計
県域活動支援	県内小中学生を対象とした手づくり木育コンテストの開催支援	1件 700千円	1件 700千円	1件 700千円	3件 2,100千円
地域活動支援	地域における木育活動への支援	10件 2,500千円	8件 2,500千円	10件 2,500千円	28件 7,500千円
資材等譲与支援	内装木質化の材料となる県産材の資材の譲与	10件 2,651千円	5件 1,993千円	7件 1,987千円	22件 6,631千円
里山資源活用支援	身近な森林等からの材を活用した木育活動への支援	—	11件 3,000千円	8件 2,996千円	19件 5,996千円
木育推進員の派遣	森林や木の知識を有する者を、各地域で行われる木育推進活動への派遣	96 h 254千円	144 h 446千円	148 h 414千円	388 h 1,114千円
木育手引書の作成	木育推進活動の成果を集約した手引書の作成	1,500冊 245千円	1,500冊 362千円	1,300冊 510千円	4,300冊 1,117千円
計		6,350千円	9,001千円	9,107千円	24,458千円

3 主な成果

- ・ 県内各地域において県産材を利用した「木育」活動を行うことにより、多くの県民の皆様に県産材の良さや森林の大切さ、森林整備の必要性等を普及啓発することができました。

4 課題

- ・ 様々な社会構造の変化により、里山と人との関わり方が変貌し、今後は、より地域ぐるみでの利活用を進めていく必要があります。
- ・ 里山の利活用に関する取組を一過性のものでなく、継続的に行っていくために、地域での人と人とのつながりや、都市部住民との連携を進めていくことも課題です。

參考資料

長野県森林づくり県民税アンケート調査結果

1 概要

森林づくり県民税に関し、県民、企業、市町村、市町村議会に対して、アンケート調査を実施したところ、継続に賛成する回答が約8割という結果となった。

2 アンケート調査の概要

- (1) 調査目的：森林づくり県民税に対する県民等の意向を調査分析し、「みんなで支える森林づくり県民会議及び地域会議」等において、今後の森林づくり県民税のあり方を検討する資料とするため。
- (2) 調査方法：郵送による配布及び回収
- (3) 調査期間：平成23年9月1日～9月30日
- (4) 調査対象：県民2,000人（回収率：41.1%）
 企業100社（回収率52%）
 全市町村（回収率100%）
 全市町村議会（回収率100%）

3 アンケート結果の概要

(1)現在の森林づくり県民税活用事業の内、大切な取組について(複数回答)

区分	1位	2位	3位	4位	5位
県民	間伐 78.0%	技術者の育成 41.4%	木材利用の促進 38.3%	市町村独自の森林づくりへの支援 32.6%	間伐等の温暖化防止への貢献度評価 26.3%
企業	間伐 75.0%	木材利用の促進 44.2%	技術者の育成 40.4%	市町村独自の森林づくりへの支援 38.5%	間伐等の温暖化防止への貢献度評価 25.0%
市町村	間伐 98.7%	市町村独自の森林づくりへの支援 57.1%	木材利用の促進 46.8%	集約化への支援 39.0%	森林等について学ぶ活動への支援 19.5%
市町村議会	間伐 89.6%	市町村独自の森林づくりへの支援 72.7%	木材利用の促進 58.4%	集約化への支援 24.7%	技術者の育成 16.9%

(2)平成25年度以降の森林づくり県民税の継続について

(単位：%)

区分	継続賛成			計	継続反対	その他
	現行のまま継続	新しい取組内容を加えて継続	全く新しい取組として継続		継続すべきではない	
県民	33.6	41.0	4.1	78.7	5.1	16.2
企業	36.5	42.3	3.8	82.6	3.8	13.4

※市町村については、市長会等から既に継続要望があるため、調査していない。

(3) 森林づくり県民税を継続した場合の税額等について (単位: %)

区分	現行を超える金額			500円 (現行)	300円	その他
	1,000円より 高額	1,000円	計			
県民	6.9	22.3	29.2	56.0	3.3	11.6
市町村	0.0	11.7	11.7	85.7	1.3	1.3
市町村議会	0.0	23.4	23.4	68.8	5.2	2.6

区分	現行以上の率			5% (現行)	3%	その他
	10%より高率	10%	計			
企業	1.9	3.8	5.7	63.5	7.7	23.1

(4) 森林づくり県民税を継続した場合の期間について (単位: %)

区分	6年以上	5年(現行)	5年未満	その他
県民	31.9	46.6	5.1	16.5
企業	34.6	36.5	13.5	15.4
市町村	31.2	66.2	1.3	1.3
市町村議会	26.0	68.8	3.9	1.3

(5) 森林づくり県民税を継続した場合、新たに税を活用すべき取組について(複数回答)

区分	1位	2位	3位	4位	5位
県民	木材の利用拡大 45.4%	作業道や林業機械の基盤整備 40.5%	野生動物等による森林被害対策 39.9%	県産材使用への支援やPR 38.9%	新たな担い手の育成 36.3%
企業	木材の利用拡大 57.7%	新たな担い手の育成 48.1%	作業道や林業機械の基盤整備 42.3%	野生動物等による森林被害対策 36.5%	県産材使用への支援やPR 36.5%
市町村	作業道や林業機械の基盤整備 71.4%	野生動物等による森林被害対策 67.5%	県産材使用への支援やPR 49.4%	木材の利用拡大 32.5%	木材の運搬支援 28.6%
市町村議会	作業道や林業機械の基盤整備 61.0%	野生動物等による森林被害対策 57.1%	県産材使用への支援やPR 55.8%	木材の利用拡大 42.9%	新たな担い手の育成 27.3%

(6) 森林づくり県民税を継続した場合、森林づくり推進支援金について (単位: %)

区分	現行と同じ税収の2割程度	現行を超える割合				その他
		3割程度	4割程度	5割程度以上	計	
市町村	66.2	15.6	3.9	7.8	27.3	6.5
市町村議会	48.1	24.7	6.5	13	44.2	7.8

みんなで支える森林づくり県民会議設置要綱

(設置目的)

第1 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めていくため、長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針の改定について、県民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 県民会議は、長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や内容の検討、事業実施後の成果の検証等及び森林づくり指針改定についての検討等を行い、必要に応じ知事に提言を提出する。

(委員)

第3 県民会議は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(組織)

第4 県民会議に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。

2 座長は、委員の互選によって決定し、県民会議の会務を総括する。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 県民会議は知事が招集する。

2 会議の議長は、座長をもって充てる。

3 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(専門会議)

第6 県民会議に、専門の事項を検討する必要があるときは、専門会議を置くことができる。

2 専門会議の委員は、知事が委嘱する。

3 専門会議の委員は、当該専門の事項の検討が終了したときは、解任されるものとする。

4 第5の規定は、専門会議について準用する。この場合において、「県民会議」とあるのは「専門会議」と読み替えるものとする。

(事務局)

第7 県民会議の事務は、林務部森林政策課において処理するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年6月25日から施行する。

2 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

みんなで支える森林づくり県民会議 委員名簿

【任期 平成22年6月25日から平成24年6月24日まで】

(五十音順 敬称略)

氏 名	所 属 等	備 考
あ そう とも こ 麻 生 知 子	NPO 法人信州そまびとクラブ 理事	
いぬ がい みき こ 犬 飼 幹 子	長野県消費者団体連絡協議会 幹事	
うえ き たつ ひと 植 木 達 人	信州大学農学部 教授	座長
うし こし とおる 牛 越 徹	長野県市長会(大町市長)	
おお いわ けん いち 大 岩 堅 一	フリーアナウンサー	
お ざわ よし のり 小 澤 吉 則	財団法人長野経済研究所 調査部長	座長代理
き ぶね ゆたか 貴 舟 豊	長野県町村会(大桑村長)	
たかみざわ ひで しげ 高見澤 秀 茂	株式会社 高見澤 代表取締役社長	
たき ざわ えい ち 滝 澤 栄 智	長野県森林組合連合会 常務理事	
はま だ くみ こ 浜 田 久美子	作家	
まつ おか みどり 松 岡 みどり	KOA森林塾森づくり啓発担当	

みんなで支える森林づくり県民会議の検討経過

単年度ごとに森林税の使途の効果・検証

平成 20 年度

- 第 1 回会議 平成 20 年 7 月 16 日 (水) 長野県林業センター
第 2 回会議 平成 20 年 11 月 13 日 (木) 長野県庁
第 3 回会議 平成 21 年 3 月 17 日 (木) 長野県庁

平成 21 年度

- 第 1 回会議 平成 21 年 6 月 12 日 (金) 長野県庁
第 2 回会議 平成 21 年 10 月 27 日 (火) 安曇野市三郷総合支所ほか
第 3 回会議 平成 22 年 3 月 11 日 (木) 長野県庁

平成 22 年度

- 第 1 回会議 平成 22 年 7 月 6 日 (火) 長野県庁
第 2 回会議 平成 22 年 11 月 9 日 (火) 長野県庁
第 3 回会議 平成 23 年 3 月 10 日 (木) 長野保健福祉事務所 301 会議室

3 年間の森林税の使途の効果・検証

平成 23 年度

- 第 1 回会議 平成 23 年 7 月 7 日 (木) 長野県庁
・ 3 年間の森林税の効果・検証
第 2 回会議 平成 23 年 9 月 16 日 (金) 塩尻市の現地及び松本合同庁舎
・ 現地における里山の間伐について検証
第 3 回会議 平成 23 年 11 月 10 日 (木) 長野県庁
・ 今後の森林税のあり方の検討
第 4 回会議 平成 24 年 2 月 9 日 (木) 長野県庁
・ 森林税活用事業検証レポートの検討